



第1回中央団交開催、要求書提出

産別賃金統一回答の是非については業側が回答を留保

R T G 自動化社会実験、労使合意なしの推進許さない



第1回中央港湾団交が2月7日に開催され、18港湾春闘が本格的にスタートした。ただし、18港湾春闘にあつては中央港湾団交開催に先立ち、昨年来懸案となっていた産別賃金・独禁法問題への対応、国が進めているR T G自動化社会実験問題への対応をどうするかが喫緊の課題となっていることから、この2つの課題についての検討を合わせておこなった。その上で「2018年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出し、交渉をスタートさせた。

産別賃金・独禁法問題について

2017年12月22日、公正取引委員会から、団体交渉あるいは産別協定に独禁法は適用しないとの見解を得たことを受け、業側がどう対応するか注目となっていた。組合側より業側に対し「独禁法問題の懸念は払拭された、昨年の168、920円を追認していただきたい、賃金の統一回答をお願いします」と質すと、業側は「現状、結論がでていない」として回答を留保した。これに対し組合側より「言えないとはどういうことか」と迫ったが、業側も検討中であることを踏まえ、「労務コストを企業間競争の要件にさせないためにも産別統一回答には拘っていく」と伝え、次回を待つこととした。

R T G 自動化社会実験問題について

組合側より「国の政策・法律がらみの問題が非常に多くなっている。IT化も港湾の中核に及ぼうとしている。しかし、私たちのことを考えていただかないと、一方的に政策だけが推進され私たちが排除されるようなことがあってはならない。R

T G自動化社会実験は導入しないと言いながらやられている。自分たちの業域・職域は自分たちで守るという立場に立って考える必要がある。労使で協調して対応していきたい。R T G自動化社会実験については、国交省に対し『労使合意のない港湾政策は推進しない』と書いて頂くよう求める」と業側に協力を求めた。

これに対して業側は「業側にとってもコストアップであり、労働者を排除して（R T Gを）導入することなどあり得ない」と述べた。ただし、その一方で「倉庫等は人が減ってきている。倉庫内の自動化はやらざるを得なくなってきている」とも述べた。

2018年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書のポイント

要求書でポイントになる部分としては、前文において「産別協議体制や産別協定へのいかなる介入に対しても、労使協同でこれを断固として排除すべく努力する」とこれまで労使で確認してきた点を改めて確認するとともに、認可料金の復活を引き続き求めていく、産別制度賃金を引き上げる（17春闘時の168、920円を日港協として承認した上で、産別最低賃金を月額174、000円、日額7、570円に改定。在るべき賃金を改定〔6%アップ〕。基準賃金を全港・全職種適用とし、40歳368、900円に改定。標準者賃金を、264、600円に改定し当該労働者の賃金を到達させる）、65歳までの定年延長を前進させる、三島川之江港の指定港化を引き続き求める、港湾労働者の職域を守る、日雇い不使用協定の徹底を求め「常用労働者派遣センター制度（仮称）」の創設を求める、産別協定を全港・全職種適用とするよう求める、アライアンス再編等にもなう雇用と就労への影響措置を求める、指定事業体から本体への採用切替を促進させる（中央団交での解決を求める）、45フィートコンテナの公道走行対策を求めていく等々。業側に真摯な回答を期待するとした。

次回中央港湾団交

次回、第2回中央港湾団交の開催は、組合側より2月26日の週を希望すると伝え、詳細は事務局間調整をおこなっていくとし、第1回中央港湾団交を終えた。

以上

添付：「2018年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」